

令和元年度外国人留学生サイクリング普及促進事業委託業務仕様書

1 委託業務名称

令和元年度外国人留学生サイクリング普及促進事業委託業務

2 事業期間

契約締結の日から、令和2年1月31日（金）までとする。

3 事業の目的

この事業は、中予地域に数多く居住している外国人留学生が日本人とは違った視点で地域の魅力を発見して、自らリピーターになるとともに、母国に向けても発信する大きな可能性を有していることに着目し、留学生を対象にスローサイクリングを開催し、サイクリングの楽しさを体験する機会を創出するとともに、留学生目線による新たなスポットや課題を発掘することにより、サイクリングの裾野拡大と中予地域の情報発信を図り、地域活性化に資することを目的とする。

4 募集する企画提案の内容

(1) スポーツサイクル体験教室の企画・実施

参加者が安全にサイクリングを楽しめるようスポーツサイクルの試乗や日本における自転車マナーの学習後、短いコースでのサイクリングを企画・実施する。

(2) スローサイクリングの企画・実施

中予地方局が別途実施する「私の中予サイクリングお勧めスポット」募集事業により応募のあったサイクリングで巡るお勧めスポット等を参考に、サイクリングコースを選定し、スローサイクリングを企画・実施する。

実施の際には、留学生がサイクリングを楽しむとともに、外国人目線での中予の魅力や課題の発掘、魅力発信に繋げる。

(3) 中予の魅力・課題等検証会議（意見交換会）の協力

次のとおり、スポーツサイクル体験教室及びスローサイクリングに参加した留学生等に参加してもらおう当該会議へ、ファシリテーター（謝金は別途支払い）として協力可能かどうか、企画提案書に記載すること。

【会議の概要（予定）】

- ・日 時 11月17日（日）16時15分～17時15分
- ・場 所 愛媛県指定の場所とする。（松山市内）
- ・参加人数 20名程度
- ・内 容 スローサイクリングを通じて発掘した中予の魅力や課題等についての意見交換を行い、新たな魅力や課題を把握する。
- ・そ の 他 ファシリテーターは、サイクリング等の写真を基に、留学生から意見を引出し、行政等他の参加者を交えて意見交換を行うとともに、会議の進行等を行う。（謝金：1時間6,000円）

5 事業共通事項

○実施日：11月16日（土）、17日（日）の間で、上記4（1）と4（2）を各1回開催する。

実施日については、天候をみて愛媛県と協議のうえ決定する。

なお、雨天が続く等やむを得ない事情がある場合には、別途、愛媛県と協議のうえ、実施方法を決定するものとする。

4（2）のスローサイクリングは午後4時終了とする。

○実施場所：中予地域の6市町（松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町）を本事業の範囲とする。

出発地及び到着地は、愛媛県指定の場所とする。（松山市内）

○参加者：留学生5名と日本人1名からなるグループ×3グループ＝18名とする。（愛媛県中予地方局が募集・調整）

○自転車：参加者用のクロスバイク、ヘルメットを準備する。

6 見積経費

当該事業に係る所要経費を全て見積もること。

参加者（18名）に係る傷害保険、昼食代等必要経費を含めること。

7 事業計画書及び事業実施報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結後延滞なく受託者が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について愛媛県と協議のうえ、委託契約書に定める事業計画書を作成して愛媛県に提出することとする。

(2) 受託者は、受託業務完了後、委託契約書に定める事業実施報告書を作成し、愛媛県の検査を受けることとする。

(3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況等について調査し、又は報告を求めることがある。

8 再委託の可否

受託者は、受託業務を第三者に再委託、又は請け負わせてはならない。但し、合理的に必要な範囲内において、再委託先毎の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて協議し、愛媛県の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 秘密保持

(1) 当該業務に関して、受託者が愛媛県に提出した事業計画書等は、当該業務以外の目的で使用してはならない。

(2) 当該事業に関しては、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。

(3) 受託者は、当該業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。また、この契約終了後も同様とする。

10 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年10月16日愛媛県条例第41号）に準じて取り扱うこととし、受託者は当該業務（再委託した場合を含む）を履行する上で、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

なお、疑義がある場合は、愛媛県と協議することとする。

11 その他

受託業務の実施に当たっては、愛媛県と協議しながら実施することとする。